

平成18年度(平成19年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金及び預貯金 | 44,529 | 保険契約準備金 | 1,619,995 |
| 現金 | 23 | 支払準備金 | 15,670 |
| 預貯金 | 44,505 | 責任準備金 | 1,583,413 |
| 有価証券 | 1,713,246 | 契約者配当準備金 | 20,911 |
| 国債 | 237,295 | 再保険借 | 288 |
| 地方債 | 8,689 | その他負債 | 61,373 |
| 社債 | 297,727 | 借入金 | 30,000 |
| 株式 | 140,239 | 未払法人税等 | 20,148 |
| 外国証券 | 931,556 | 未払金 | 7,231 |
| その他の証券 | 97,738 | 未払費用 | 1,585 |
| 貸付金 | 51,563 | 前受収益 | 9 |
| 保険約款貸付 | 17,822 | 預り金 | 594 |
| 一般貸付 | 33,740 | 預り保証金 | 396 |
| 有形固定資産 | 32,290 | 金融派生商品 | 158 |
| 土地 | 15,480 | 仮受金 | 1,249 |
| 建物 | 13,567 | 退職給付引当金 | 24,304 |
| その他の有形固定資産 | 3,242 | 役員退職慰労引当金 | 270 |
| 無形固定資産 | 49,835 | 価格変動準備金 | 4,734 |
| ソフトウェア | 2,283 | 繰延税金負債 | 8,292 |
| 既存保険契約評価額 | 47,549 | | |
| その他の無形固定資産 | 2 | 負債の部 合計 | 1,719,259 |
| 再保険借 | 342 | (純資産の部) | |
| その他の資産 | 27,805 | 資本金 | 30,000 |
| 未収金 | 6,562 | 利益剰余金 | 97,209 |
| 前払費用 | 171 | 利益準備金 | 21 |
| 未収収益 | 13,847 | その他利益剰余金 | 97,188 |
| 預託金 | 1,666 | 繰越利益剰余金 | 97,188 |
| 仮払金 | 3,324 | 株主資本合計 | 127,209 |
| その他の資産 | 2,232 | | |
| 貸倒引当金 | △ 2,230 | その他有価証券評価差額金 | 72,069 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 1,155 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 70,913 |
| | | 純資産の部 合計 | 198,123 |
| 資産の部 合計 | 1,917,383 | 負債及び純資産の部 合計 | 1,917,383 |

貸借対照表注記

1. 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的の有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産（平成10年4月1日以降に取得した建物を除く）の減価償却の方法は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却の方法は定額法により行っております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。平成13年3月31日以前に取得または実行した債権については、信用格付と残存期間に対応する累積倒産確率等に基づき算出した引当率を債権額に乗じた額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。更生手続により財産評定を受けた金銭債権については、債権額を額面で表示し、評価額に対し貸倒引当金として総額表示しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等（上記総額表示をしている金銭債権を含む）については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は152百万円であります。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
7. 役員賞与は、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を未払費用に含めております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、貸付金に対する金利変動リスクのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジを行っております。
ヘッジ取引はリスク管理方針に基づき行っており、ヘッジ対象とヘッジ手段は高い有効性を有しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて全期チルメル式（平成13年4月19日以降の新契約については、5年チルメル式）により計算した額に、当社が必要と認めた額を加え、平準純保険料式により計算した額と同水準を積立てております。
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。
15. 当年度より「役員賞与に関する会計基準」（平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。この変更により経常利益は従来の方法に比べて6百万円減少しております。

16. 当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、199,279百万円であります。
17. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。
- (1) 前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。
 - (2) 前年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」と「既存保険契約評価額」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は2,483百万円であります。
 - (3) 前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
18. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,018百万円であります。全額が保険約款貸付（同額の保険契約準備金により保全されております）であります。また、区分毎の内訳は以下の通りであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は2,018百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額152百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
 - (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は3,428百万円であります。
20. 特別勘定の資産の額は57,547百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
21. 関係会社に対する金銭債権の総額は5,493百万円、金銭債務の総額は30,090百万円であります。
22. 取締役及び監査役に対する金銭債権、金銭債務はありません。
23. 繰延税金資産の総額は、33,615百万円、繰延税金負債の総額は、40,750百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、1,157百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、外国有価証券11,146百万円、退職給付引当金8,778百万円、保険契約準備金7,551百万円、貸倒引当金878百万円、価格変動準備金1,709百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額40,750百万円であります。
24. 当年度における法定実効税率は36.12%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、過年度法人税及び住民税4.29%であります。
25. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として複写機等があります。
26. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 前年度末現在高 | 24,534 百万円 |
| 当年度契約者配当金支払額 | 5,629 百万円 |
| 利息による増加等 | 37 百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 1,970 百万円 |
| 当年度末現在高 | 20,911 百万円 |
27. 関係会社の株式は61百万円であります。
28. 担保に供されている資産の額は、有価証券2,419百万円あります。また、担保付き債務はありません。
29. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は100百万円あります。
30. 1株当たりの純資産額は330,206円20銭であります。
31. AIGエジソン生命との経営統合については、統合に向けた諸準備の状況等を総合的に判断した結果、平成19年2月23日開催の取締役会において、関係監督当局の許認可等を前提に統合予定日を平成21年1月から3月との間にすることを決議しました。

32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 30,000 百万円であります。

33. 外貨建資産の額は 817,858 百万円であります。(主な外貨額 3,896 百万米ドル、1,199 百万豪ドル) 外貨建負債の額は 357,118 百万円であります。(主な外貨額 2,469 百万米ドル)

34. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第 140 条第 5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 141 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

35. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 5,618 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

36. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 323,555 百万円、時価は 327,507 百万円であります。責任準備金対応債券にかかる運用は、当社の資産・負債の特性に応じ、予め設定した資産運用方針に基づき行っております。当社では負債の特性に対応した金利リスクの管理を行っており、また責任準備金対応債券のデュレーションの有効性の判定結果等については、資産運用リスク管理委員会が定期的に確認しております。責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づいて次の区分を設定しております。

・一般資産区分に属する個人保険商品のうち残存期間 30 年未満

37. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

| | |
|----------------------|-------------|
| イ 退職給付債務 | △55,328 百万円 |
| ロ 年金資産 | 31,142 百万円 |
| ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ) | △24,185 百万円 |
| ニ 未認識数理計算上の差異 | 2,001 百万円 |
| ホ 未認識過去勤務債務 | △2,119 百万円 |
| ヘ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ) | △24,304 百万円 |
| ト 退職給付引当金 | △24,304 百万円 |

(2) 退職給付債務等の計算基礎

| | |
|------------------|--------|
| イ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ 割引率 | 1.75% |
| ハ 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ 数理計算上の差異の処理年数 | 6 年 |
| ホ 過去勤務債務の額の処理年数 | 6 年 |

38. 既存保険契約評価額の償却方法

既存保険契約評価額は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生計画認可決定日(平成 13 年 3 月 31 日)現在存在した保険契約(以下「既存保険契約」という)から、平成 22 年度までの期間に発生すると認められる将来利益の保険数理計算上の評価額であり、前年度末残高と当年度末における保険数理計算に基づき再評価した額との差額を償却しております。

39. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）損益計算書

(単位:百万円)

| | | 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|---------------|----------|
| 経常 | 経常 | 利益 | 387,801 |
| | | 保険料等収入 | 289,798 |
| | | 再保料収入 | 288,831 |
| | | 資産運用収入 | 967 |
| | | 利息及び配当金等収入 | 90,541 |
| | | 預貯金利息 | 60,494 |
| | | 有価証券利息・配当 | 252 |
| | | 貸付金利息 | 55,344 |
| | | 不動産賃貸 | 2,693 |
| | | その他利息配当 | 2,201 |
| | | 有価証券売却益 | 3 |
| | | 金融派生商品収益 | 17,566 |
| | | その他運用収益 | 97 |
| | | 特別勘定資産運用 | 8,759 |
| | | その他の経常収入 | 44 |
| | | 年金特約取扱い受入金 | 3,578 |
| | | 保険金の他の経常収入 | 7,461 |
| その他 | 213 | | |
| その他 | 6,518 | | |
| その他 | 729 | | |
| 損益の部 | 損益の部 | 費用支払 | 359,702 |
| | | 保険金等 | 199,339 |
| | | 再保料 | 71,298 |
| | | 給付返戻 | 49,055 |
| | | 解約の他の返戻 | 34,736 |
| | | 再保料 | 36,001 |
| | | 責任準備金等繰入額 | 7,364 |
| | | 支払準備金繰入額 | 883 |
| | | 責任準備金繰入額 | 61,680 |
| | | 契約者配当金積立利息繰入額 | 940 |
| | | 資産運用費用 | 60,702 |
| | | 支払証書利息 | 37 |
| | | 有価証券売却損 | 11,575 |
| | | 有価証券評価損 | 964 |
| | | 有価証券償還損 | 9,116 |
| | | 賃貸用不動産等減価償却費用 | 53 |
| | | その他 | 51 |
| その他の業経常費用 | 489 | | |
| その他 | 900 | | |
| 保険金据置支払 | 55,756 | | |
| 減価償却 | 31,350 | | |
| 退職給付引当金繰入額 | 7,414 | | |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 2,657 | | |
| 既存保険契約評価償却 | 1,136 | | |
| その他の経常費用 | 1,136 | | |
| その他 | 234 | | |
| その他 | 25 | | |
| その他 | 19,830 | | |
| その他 | 50 | | |
| 特別損益の部 | 特別損益の部 | 特別利益 | 28,099 |
| | | 固定資産等処分益 | 9,373 |
| | | 固定資産等処分損 | 1,511 |
| 特別損益の部 | 特別損益の部 | 特別損失 | 1,274 |
| | | 固定資産等処分損 | 7,779 |
| | | 固定資産等処分損 | 82 |
| 契税法当 | 契税法当 | 契約者配当準備金繰入額 | 152 |
| | | 引前当及び等純利 | 0 |
| | | 人税 | 1,122 |
| | | 人税 | 1,970 |
| | | 人税 | 34,228 |
| 契税法当 | 契税法当 | 契税法当 | 25,080 |
| | | 契税法当 | △ 11,162 |
| | | 契税法当 | 20,310 |

損益計算書注記

1. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。
 - (1)前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分益（損）」は、当年度から「固定資産等処分益（損）」として表示しております。
 - (2)当年度から損益計算書の末尾を当期純利益としております。
2. 関係会社との取引による収益の総額は18百万円。費用の総額は2,679百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、外国証券12,541百万円、株式等4,645百万円、国債等債券379百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券4,490百万円、国債等債券3,104百万円、株式等1,216百万円であります。
5. 有価証券評価損の内訳は、株式等53百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は20百万円であります。
7. 金融派生商品収益には、評価益が55百万円含まれております。
8. 法人税及び住民税及び法人税等調整額には、各々過年度分12,231百万円、及び△10,763百万円を含んでおります。
9. 1株当たりの当期純利益は33,850円19銭であります。
10. 退職給付費用の総額は2,283百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。

| | |
|------------------|----------|
| イ 勤務費用 | 870百万円 |
| ロ 利息費用 | 987百万円 |
| ハ 期待運用収益 | △779百万円 |
| ニ 数理計算上の差異の費用処理額 | 1,886百万円 |
| ホ 過去勤務債務の費用処理額 | △680百万円 |

11. 関連当事者

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 名称 | 議決権の数の割合 | 取引内容 | 取引金額 | 科目 | 債務 |
|-----|--|-------------------|---------|------|------|--------|
| 親会社 | エイジ・ライフ ホールディングス (インターナショナル) LLC | 被所有 直接 100% | 劣後ローン借入 | — | 借入金 | 30,000 |
| | | | 利息の支払 | 904 | 未払費用 | 2 |

取引条件

- (注 1) 独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- (注 2) 取引金額には消費税等を含んでおりません。

(2)兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 名称 | 議決権の数の割合 | 取引内容 | 取引金額 | 科目 | 債務 |
|------|----------------------|----------|------|--------|----|----|
| 兄弟会社 | エイジ・インターナショナル インク | なし | 外貨両替 | 35,030 | — | — |

取引条件

- (注 1) 独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- (注 2) 取引金額には消費税等を含んでおりません。

12. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。